

 水道ホットニュース	<p>(財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215 E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp URL http://www.jwrc-net.or.jp</p>
---	---

安全飲料水法：規制及び立法における主な課題について

－米国議会調査局報告から－

(その1)

(はじめに)

水道ホットニュース第144号(平成21年1月23日付)で紹介したように、米国議会調査局(The Congressional Research Service (CRS))では、米国議会の委員会及び国会議員のために共有の職員が仕えており、議会調査局の専門家は立法の全ての過程－公聴会やフロアディベートを通じた草案の作成段階から制定された法律や様々な機関の活動の監視に至るまで－について支援を行っている、とのこと。

一方、米国における水道水に関する基本的な法律は「安全飲料水法 (Safe Drinking Water Act)」ですが、この法律を巡っては種々の議論がなされています。特に、米国議会調査局は「安全飲料水法：規制及び立法における主な課題について－Safe Drinking Water Act (SDWA) : Selected Regulatory and Legislative Issues (2008年11月26日改訂版)」と題した報告書を取り纏めており、ここでは、その概要を紹介することとします。

なお、以下に紹介する内容は報告書の抜粋又は概要であり、また、仮訳であることをお断りするとともに、誤り等があればご指摘いただければ幸いです。

(出典) <http://ncseonline.org/NLE/CRS/abstract.cfm?NLEid=1925>

1. 序論

「安全飲料水法 (Safe Drinking Water Act)」は、公共水道を有害物質から保護するための連邦の基本的な法律である。1974年に制定され1986年及び1996年に大幅に改正された安全飲料水法は、公共水道における汚染物質を規制し、インフラプロジェクトに対して資金供与を行うとともに、安全飲料水法の規制を遵守するために水道システムの能力を高めるプログラムを通じて執行される。

環境保護庁は安全飲料水法を所管する連邦機関であるが、1974年法は、環境保護庁が水道水プログラムの主要な施行・実施権限を州及び部族 (tribes) に委任することができるという連邦と州との間の関係を設けている。州が所管する公共水道監督 (PWSS : Public Water Supply Supervision) プログラムは公共水道システムを規制するための基本プログラムであり、ワイオミング州及びコロンビア特別区 (安全飲料水法は「州」として定義している。)を除き、環境保護庁はこのプログラムの権限 (primacy) を全ての州に委任している。環境保護庁は、ワイオミング州及びコロンビア特別区の2管轄区と先住民居留地 (Indian lands) の多くにおいて、公共水道監督プログラムを実施する責務を有している。

法律が最初に制定されて以来、公共水道の質を保証することにおいて多くの進展がなされた。環境

保護庁は 91 の汚染物質を規制している。2005 年、環境保護庁は、健康項目について無違反であったとの報告があった公共水道システム（public water systems）は 2003 年において 94%に達したと報告している。しかし、水道水の安全性に対する懸念と課題は残っている。環境保護庁及び州の法施行状況データは、各年において、数万の水道システムが安全飲料水法の要求事項に違反していることを示している。これらの違反は、主にはモニタリングや報告の要求事項であるが、基準や浄水処理の要求事項についての数千の違反も含まれている。2008 年、環境保護庁は、2007 年度において市町村水道システム（community water systems）によって給水されている総人口の 91.5%は健康項目に関する基準に全て適合している水道水が供給されており、2006 年度の 89.4%から増加していると報告している。「過塩素酸（perchlorate）」や「メチル・ターシャリー・ブチルエーテル（MTBE）」のように、基準が未設定の水道水汚染物質の潜在的な健康影響について懸念されている。法律は環境保護庁に対して、規制の候補となる可能性のある汚染物質を引き続き評価するよう求めている。しかし、懸念される汚染物質についての環境保護庁の認識欠如は、米国議会などにおいて批判を生んでいる。

2. 最近の安全飲料水法の主な改正等

米国議会は、1996 年安全飲料水改正法によって法の大幅な改正を行った。このような変化は、あまりにも柔軟性がなく、数多くの資金の裏付けのない要求があり、そして、大変であるにもかかわらず焦点の定まらない規制スケジュールであるとして、広く批判のあった法律を改正するための何年にもわたる努力から生じたものであった。1996 年改正の主要な規定は、安全飲料水法の規制を遵守するために必要な公共水道システム財政プロジェクトを援助するため、州政府水道整備基金（DWSRF：Drinking Water State Revolving Fund）プログラムに法律上の権限を与えたことであった。また、改正法は、健康リスク及び発生に基づく規制物質の選定プロセスを設定し、環境保護庁に対して最新の基準設定において費用対効果を考慮するために柔軟性を与えるとともに、いくつかの汚染物質（例えば、クリプトスポリジウム、消毒副生成物、ヒ素及びラドン）を規制するためのスケジュールを設定した。

1996 年法は、安全飲料水法の規制を遵守するため、水道システム（特に、小規模システム）の能力を向上させるためのいくつかの規定を追加した。同法は、各州に対して多くの新たな要求事項について義務を負わせた。例えば、改正法は、原水評価（source water assessment）、技術管理者資格認証及びトレーニング（operator certification and training）、そして、法令遵守能力開発（compliance capacity development）のための州プログラムを要求している。また、法律は、各地域の水道水において検出された規制対象汚染物質に関する情報を含んだ毎年の「消費者信頼レポート（consumer confidence report）」を消費者に提供するよう、市町村水道システムに求めている。

2002 年、水道水の安全保障に関する規定が、「2002 年公衆の健康安全保障及びバイオテロへの準備対策法（the Public Health Security and Bioterrorism Preparedness and Response Act of 2002）」を通じて、安全飲料水法に加えられた。同法は、給水人口が 3,300 人を超える市町村水道システムに対し、脆弱性評価を実施するとともに緊急対応プランを準備することを要求事項に含めている。また、法律は、環境保護庁に対し、テロリストなどの攻撃に対する防御及び対応に関する研究を実施するよう求めている。

3. 規制対象公共水道システム

連邦の水道水規制は、15 以上の給水栓に対して人の消費のために管路で水を供給する、又は 25 人以上に常時給水する、約 158,200 の私有及び公有の水道システムに対して適用される。

これらの水道システムのうち 52,837 は米国の多くの人々—約 282 百万人—に給水する「市町村水道システム (community water systems (CWSs))」である。安全飲料水法の全ての規制は、これらのシステムに対して適用される。

約 19,200 システムは、自らの水道を所有し、年間を通じてではないが 6 か月以上にわたって同じ人々に給水する、学校や工場のような「一時利用ではなく、市町村水道でもないシステム (non-transient, non-community water systems (NTNCWSs))」である (訳注: 日本の「専用水道」に類似している。) 水道水の要求事項の多くは、これらのシステムに対して適用される。

その他の 86,210 システムは、一時的な利用者に自己水を供給する、キャンプ場やガソリンスタンドのような「一時利用水道システム (transient non-community water systems (TNCWSs))」である。「一時利用水道システム」は、全般的には、(微生物学的汚染物質のような) 緊急的な健康リスクがある汚染物質についての規制のみ、また、地表水を水源として用いるシステムはろ過及び消毒に関する規制を遵守しなければならないという条件を、遵守しなければならない。

約 53,000 の市町村水道システムのうち、概ね 83% は 3,300 人以下の給水人口である。システム数は多いものの、これらのシステムは全ての市町村水道システムによる給水人口のちょうど 9% に水道水を供給している。対照的に、市町村水道システムの 8% は 10,000 人を超える給水人口であり、これらは給水人口の 81% に水道水を供給している。専用水道システム (NTNCWSs) の 85% (16,348) 及び一時利用水道システム (TNCWSs) の 97% (83,351) の給水人口は 500 人以下である。これらの統計は、増加する連邦の複雑な水道水規制に適合するために直面している財政的、技術的、そして、運営上の課題に洞察を与えている。

表 1 市町村水道システムの規模による分類

システムの規模 (給水人口)	市町村水道 システム数	給水人口 (百万人)	市町村水道システム の割合 (%)	給水人口の割合 (%)
極めて小規模(25-500)	29, 666	4.93	56%	2%
小規模(501-3,300)	14, 389	20.85	27%	7%
中規模(3,301-10,000)	4, 748	27.51	9%	10%
大規模(10,001-100,000)	3, 648	102.75	7%	36%
極めて大規模(100,000 超)	386	126.30	1%	45%
合計	52, 837	282.30	100%	100%

(出典)環境保護庁:2005 年水道統計

(文責) センター常務理事兼技監 安藤 茂

配信先変更のご連絡等について

「JWR C水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。